

鈴鹿市水道事業基本計画等策定業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

鈴鹿市上下水道局では、平成 30 年度に鈴鹿市水道ビジョン 2018 を策定し、安全・安心な水を届けられるよう事業を進めている。しかし、人口減少による給水収益の減少や老朽化施設の増加等、事業を取り巻く状況は厳しさを増している。今後も安定的に事業を継続するために、計画期間の満了を迎える中、鈴鹿市水道事業における将来のあるべき姿を描いた「鈴鹿市水道ビジョン」、その実現方策を具体化した「鈴鹿市水道事業基本計画」、さらに水道事業を構成するあらゆる資産を定量的かつ合理的に維持運営するための「アセットマネジメント（資産管理）」の再策定を行う必要がある。

このことから、次のとおり参加者を募集する。

2 業務概要

(1) 業務名

鈴鹿市水道事業基本計画等策定業務委託（以下「業務委託」という。）

(2) 業務内容

ア 鈴鹿市水道ビジョンの再策定

イ 鈴鹿市水道事業基本計画の再策定

ウ アセットマネジメントの再策定

（厚生労働省による「水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引き」に定めるタイプ 4D）

エ 鈴鹿市上下水道局発注の「第 2 期鈴鹿市上下水道事業経営戦略策定支援業務委託」との調整及び策定支援

カ その他上記業務を行う上で必要な事項

(3) 履行期限

契約締結の日から令和 9 年 1 月 31 日まで

(4) 委託料の上限額

64,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は、業務委託に係る予算規模を示したものであり、契約に係る

予定価格を示すものではない。

3 受託候補者の選定方式

公募型プロポーザル

4 スケジュール

内容	日程
公告	令和6年 4月 5日 (金)
参加申込書の提出期間	令和6年 4月 8日 (月) から 令和6年 4月 17日 (水) まで
参加資格審査結果通知	令和6年 4月 24日 (水)
企画提案書の作成に関する質問書の提出期間	令和6年 4月 25日 (木) から 令和6年 5月 7日 (火) まで
企画提案書の作成に関する質問書の回答期限	令和6年 5月 14日 (火)
企画提案書の提出期間	令和6年 4月 25日 (木) から 令和6年 5月 20日 (月) まで
第一次審査 (書類審査)	令和6年 5月 23日 (木)
第一次審査結果の通知	令和6年 5月 27日 (月)
第二次審査 (プレゼンテーション)	令和6年 6月 3日 (月)
第二次審査結果の通知	令和6年 6月 14日 (金)
契約内容の協議期間、契約の締結	令和6年 6月下旬予定

※説明会は開催しない。

5 参加資格要件

このプロポーザルに参加することができる者は、次の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 鈴鹿市入札参加資格者名簿 (委託: 土木関係コンサルタント) に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号に

掲げる者に該当しないこと。

- (3) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年鈴鹿市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成11年鈴鹿市告示第148号）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 平成26年度以降に国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注した「水道事業基本計画策定業務」「水道ビジョン策定業務」または「アセットマネジメント策定業務（厚生労働省による水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引きに定めたタイプ3C以上）」（改定を含む）（以下「同種業務」という。）のうちいずれかを単独元請で受注し、完了した実績を有していること。なお、その業務は給水人口20万人以上を対象としたものとする。
- (8) 配置予定技術者が、以下の要件を満たすこと。
 - ア 管理技術者は、上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士資格を有し、給水人口10万人以上を対象とした同種業務において管理技術者として従事した実績を有すること。
 - イ 照査技術者は、上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士資格を有し、給水人口10万人以上を対象とした同種業務において照査技術者又は管理技術者として従事した実績を有すること。
- (9) 単体企業であること。

6 参加申込み及び結果通知

参加申込み及び結果通知は、次の方法により行い、これ以外の方法による申込みは、受け付けない。

- (1) 提出書類

ア	参加申込書（第1号様式）
イ	事業者実績調書（第2号様式） ・同種業務の実績について記載すること。 ・記載した内容を証明する書類を添付すること。 （テクリス、給水人口を示す書類）
ウ	会社概要 ・会社の設立年月日、所在地、資本金、事業内容、沿革等を証明することができる書類（会社概要のパフレット等をいう。）。 ・納税証明書等の税の滞納が無いことを証明するものを添付すること。
エ	配置予定技術者実績調書（第3号様式） ・配置予定の管理技術者及び照査技術者について提出すること。 ・業務の実績は、同種業務について記載すること。 ・手持ちの業務については記載しなくてもよい。 ・記載した内容を証明する書類を添付すること。 （テクリス、給水人口を示す書類、技術士資格及び雇用を証明する書類）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出方法

ア 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法による郵送

イ 持参

(4) 提出期間

令和6年4月8日（月）から同月17日（水）午後5時（必着）まで

ただし、持参による提出の場合は、鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第2号）第2条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先

〒510-0253 鈴鹿市寺家町1170番地

鈴鹿市上下水道局 水道工務課 計画グループ（本館2階）

(6) 結果通知

令和6年4月24日（水）に参加申込書に記載された電子メールアドレス宛てに審査結果を通知する。

7 企画提案書の作成に関する質問及び回答

企画提案書の作成に関する質問及び回答は、次の方法により行い、これ以外の方

法による質問は、受け付けない。

(1) 提出期間

令和6年4月25日（木）から同年5月7日（火）午後5時（必着）まで

(2) 提出方法

質問書（第6号様式）を電子メール（件名「企画提案書に関する質問（事業者名）」）で送信し、送信後は、電話で到達確認を行うこと。

(3) 送信先

宛先 鈴鹿市上下水道局 水道工務課 計画グループ

アドレス suidokomu@city.suzuka.lg.jp

電話番号 059-368-1675

(4) 回答方法

令和6年5月14日（火）までに鈴鹿市上下水道局のウェブサイトで公表するものとし、質問を行った者の名称等は、公表しない。

8 第一次審査（書類審査）

参加資格を有すると通知を受けたもの（以下「参加事業者」という。）は、企画提案書を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

	項目	様式	枚数又はページ数制限
ア	表紙（企画提案書）	第7号様式	1枚
イ	業務実施方針 ・業務の実施方針（本市の課題を踏まえて実施方針を作成する。）、実施フロー、工程等について簡潔に記載する。	第8号様式	6ページ (3枚)以内
ウ	業務実施体制 ・配置予定の管理技術者、照査技術者、担当技術者を記載する。 ・担当技術者の行は適宜追加しても良いが、業務への関与が低いものは記載しないこと。	第9号様式	2ページ (1枚)以内
エ	特定テーマ1に対する企画提案 ・「本計画を策定するにあたり、本市水道事業において留意すべき事項」について記載する。	第10号様式	4ページ (2枚)以内

オ	特定テーマ2に対する企画提案 ・「留意すべき事項の内、特に重要な事項についての解決方法」について記載する。	第11号 様式	4ページ (2枚)以内
カ	配置予定技術者実績調書 ・配置予定の管理技術者、照査技術者、担当技術者の資格・実績・経験年数・手持ち業務について記載する。 ・記載した実績を証明する書類を添付すること。	第3号様式	予定技術者 1名につき 2ページ(1 枚)以内
キ	参加事業者調書 ・上下水道部門（上水道及び工業用水部門）の技術士資格保有者10名までの一覧、雇用及び資格を証明できる書類の写し ・給水人口20万人以上の同種業務の実績について、4件までの一覧及び証明できる書類の写し	任意様式	1部
ク	参考見積書 ・1（5）業務委託費の上限額以下とすること。 ・数量、単価等積算根拠を明らかにすること。	任意様式	1部（積算 内訳を添付 すること）

(2) 提出部数

ア 企画提案書 正本1部、副本9部（紙媒体）

(3) 提出方法

ア 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法による郵送

イ 持参

(4) 提出期間

令和6年4月25日（木）から同年5月20日（月）午後5時（必着）まで
ただし、持参による提出の場合は、休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先

〒510-0253 鈴鹿市寺家町1170番地

鈴鹿市上下水道局 水道工務課 計画グループ（本館2階）

(6) 企画提案書の作成方法

ア 記載内容

鈴鹿市水道事業基本計画等策定業務委託公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）を踏まえ、上表に掲げる事項について記載すること。な

お、上表に掲げる事項イ、エ及びオの提案内容については、上下水道局ウェブサイト（鈴鹿市上下水道局の概要）から読み取り記載すること。

イ その他注意事項

- (ア) 企画提案書には、目次を付し、各ページに通し番号を付すこと。
- (イ) 文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。必要に応じて図表を用いてもよいが、その際の文字サイズはこの限りではない。
- (ウ) 印刷は項目ごとに両面印刷を基本とし、モノクロ・カラーのどちらでもよい。
- (エ) 企画提案書等は日本産業規格 A 4 版縦置き横書き左綴りとし、図表等で A 3 版を使用する場合は、折綴りとする。
- (オ) 副本は、写し可とする。
- (カ) 提案書は、提案者 1 者につき 1 案とすること。
- (キ) 提案書に記載された内容は、見積金額の中で実現を約束したものとみなす。

9 参加辞退

第 6 項による参加申込後に辞退を希望する場合は、参加辞退届（第 5 号様式）を次のとおり提出することとし、これ以外の方法による辞退は受け付けない。なお、辞退することによりその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出方法

ア 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法による郵送

イ 持参

(2) 提出期間

第 6 項による参加申込後に随時行う。

ただし、持参による提出の場合は、休日以外の日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(3) 提出先

〒 5 1 0 - 0 2 5 3 鈴鹿市寺家町 1 1 7 0 番地

鈴鹿市上下水道局 水道工務課 計画グループ（本館 2 階）

10 第二次審査（プレゼンテーション審査）

（1） 審査日及び場所

審査日 令和6年6月3日（月）

場 所 鈴鹿市上下水道局

なお、詳細については、参加資格選定結果通知に記載する。

また当日、出席者報告書（第13号様式）を持参し、プレゼンテーション準備の間に提出すること。

（2） 実施時間

ア 準備 約10分

イ プレゼンテーション 20分

ウ 質疑応答 15分

（3） 実施方法

自由形式とする。テレビモニター（65V型）、HDMI ケーブル及び電源タップは、鈴鹿市上下水道局が用意するが、これら以外の電子機器を用いる場合は、提案者が用意すること。

（4） プレゼンテーション資料

プレゼンテーションに用いることができる資料は、企画提案書として提出した資料に限るものとする。

（5） 出席人数

提案書の内容を熟知している者4名以内とし、プレゼンテーションは配置予定技術者が行うものとする。

11 選定方法及び結果通知

（1） 選定方法

鈴鹿市水道事業基本計画等策定業務委託受託候補者選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、審査基準に基づき、受託候補者を選定する。

（2） 結果通知

ア 第一次審査は令和6年5月27日（月）に、第二次審査は同年6月14日（金）に企画提案書に記載された電子メールアドレス宛てに選定結果を通知する。なお、後日最終受託候補者についてのみ鈴鹿市上下水道局ホームページにおいて

公表する。

イ 選定結果その他選定についての異議申立ては、受け付けない。

12 契約

(1) 協議等

ア 鈴鹿市上下水道局と受託候補者は、業務委託の公告及びこの募集要項並びに受託候補者の企画提案に基づき、業務委託の契約に係る仕様を協議して決定する。

イ 鈴鹿市上下水道局と受託候補者は、アの仕様に基づき、速やかに随意契約の手続による契約締結の協議を行う。

ウ 鈴鹿市上下水道局と受託候補者との間で契約の締結に至らなかった場合は、次順位の者から順に受託候補者とし、契約に係る協議等を行う。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号）第27条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(3) 前金払

契約金額の10分の3を超えない範囲で協議により決定する。

(4) 支払

原則精算払とし、部分払については協議により決定する。

(5) その他留意事項

ア 業務委託は、原則第三者への再委託は認めないものとする。ただし、委託業務の一部であって、鈴鹿市上下水道事業管理者に申請し、承認を受けたときは、この限りでない。この場合において、再委託業者について、全ての責任を負うこととする。

イ 契約金額について、見積金額を超えることは認めない。

13 失格

参加事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、選定結果にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることがある。

- (1) 参加申込書、企画提案書及びこれらの添付書類の作成に関して不正があった場合
- (2) 第5項各号に掲げる参加資格要件のいずれかを満たさないことが判明した場合
- (3) 選定の公正性又は公平性を害する行為があった場合

14 事実と異なる書類等の取扱い

- (1) 提出された書類、参加資格、提案内容等に事実と異なることが判明した場合は、その内容を委員会が審査し、その取扱いを決定する。
- (2) 委員会は、必要に応じて当該参加事業者に対し、その内容についてヒアリングを行うことがある。
- (3) 審査の結果、その内容が重大又は悪質であると認められた場合は、既に決定した事項を取り消すことができる。

15 その他留意事項

- (1) 提出された書類は、提出期限後の差替え、追加等を認めないこと。
- (2) 提出された書類は、必要に応じて複製することがあること。
- (3) 提出された書類は、返却しないこと。
- (4) 提出された書類は、鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）その他法令に基づき、公開することがあること。
- (5) 業務委託の提案に係る費用は、提案者の負担とすること。契約締結の協議により契約の相手方とならなかった場合についても、また同様とすること。
- (6) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、全て提案者が負うこと。

16 担当部署

〒510-0253

鈴鹿市寺家町1170番地

鈴鹿市上下水道局 水道工務課 計画グループ

電話：059-368-1675

FAX：059-368-1667

メールアドレス：suidokomu@city.suzuka.lg.jp